

第四期宮城県ツキノワグマ管理計画の一部改正の経過について

令和5年度に過去最多の人身被害件数となったクマについて、令和6年4月、「指定管理鳥獣」に指定されたことを受け、当県のツキノワグマ管理計画の一部を改正するもの。

1 改正概要

捕獲を通じた人身被害の防止を目的とした指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するため、必要な事項を定めるもの。

2 改正に向けこれまでの経過

- ・ 5月28日 自然環境保全審議会 諮問
- ・ 6月2日 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会
審議
- ・ 6月3日 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会 審議
- ・ 6月27日 パブリックコメントの実施
- ・ // 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく関係機
関協議（国、都道府県、市町村など）

3 経過の内容

- ・ 7月28日までの期間、パブリックコメントを実施し、2件の意見の受領（回答は別紙のとおり）。
- ・ 7月28日まで関係機関協議を実施し、全員賛成。

4 今後のスケジュール

- ・ 8月12日 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会 報告
- ・ // // ツキノワグマ部会 報告
- ・ 以降 自然環境保全審議会 答申
- ・ // 改正計画公表

第四期宮城県ツキノワグマ管理計画新旧対照表

変 更 後 (新)	変 更 前 (旧)
<p>「,」を「、」に変更する。 見出しを「イロハニホヘト」から「アイウエオ」表記に変更する。</p> <p>1 から 6 (略)</p> <p>7 管理の実施 (1) 個体数管理 捕獲は、狩猟、有害鳥獣捕獲及び指定管理鳥獣捕獲として実施し、数の調整（個体数調整）による捕獲は行わないものとする。</p> <p><u>アからイ (略)</u></p> <p><u>ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項</u> <u>(ア) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的</u> 令和6年4月に法の省令が改正され、クマ類が「指定管理鳥獣」に指定された。本県において生息するツキノワグマは、近年活動範囲の拡大による市街地への出没や人身被害リスクの増加等が懸念されることから、捕獲を通じた被害の防止を目的として実施する。 <u>(イ) 実施期間</u> 実施期間は第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で年度ごとに定めるものとする。 <u>(ウ) 実施区域</u> 実施区域は、宮城県内全域とする。ただし、年度ごとに、市町村と調整の上で対象の地域を実施計画において定めるものとする。 <u>(エ) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標</u> ツキノワグマの人の生活圏への出没を未然に防止する目的で、人の生活圏周辺の森林帯（緩衝地帯）において、その行動圏や出没状況を調査し、必要に応じて一定程度の捕獲を行い、生息密度の低減を図る。 なお、捕獲数は年度ごとに目標を設定するものとする。 <u>(オ) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価</u> 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価については、第二種特定鳥獣管理計画と整合を図るよう留意し、実施期間が終了したときには指定管理鳥獣捕獲等事業の目標の達成度や効果、妥当性等について評価、検</p>	<p>1 から 6 (略)</p> <p>7 管理の実施 (1) 個体数管理 捕獲は、狩猟及び有害鳥獣捕獲のみ行い、数の調整（個体数調整）による捕獲は行わないものとする。</p> <p><u>イからロ (略)</u></p> <p><u>ウ (追加)</u></p>

変 更 後 (新)	変 更 前 (旧)
<p><u>証を行う。また、評価の妥当性について宮城県特定鳥獣保護管理計画検討評価委員会及び同ツキノワグマ部会の意見を聴いた上で指定管理鳥獣捕獲等事業の評価報告書を作成し、県自然保護課ホームページで公表する。</u></p> <p><u>(カ) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者</u> <u>宮城県</u></p> <p>エからキまで (略)</p> <p>(2) から (5) (略)</p> <p>8 (略)</p>	<p>ニからトまで (略)</p> <p>(2) から (5) (略)</p> <p>8 (略)</p>

「第二種特定鳥獣管理計画の一部改正（案）」に対する意見提出手続（パブリックコメント）の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方

令和7年8月6日

宮城県では、「第二種特定鳥獣管理計画の一部改正（案）」について、令和7年6月27日から令和7年7月28日の間、ホームページ等を通じ県民のみなさまの御意見等を募集しました。

この結果、次の貴重な御意見をいただきました。

いただきました御意見につきましては、この計画改定の参考とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

箇所	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
7 管理の実施 (1) 個体数管理 ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項 (ア) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的	近年活動範囲の拡大が起きている原因を記載いただきたい。 原因の一つが生息地の減少によるものであれば、6(1)の基本目標実現に向けた対策をとっていただきたい。	活動範囲の拡大は同計画1(2)に記載している人里に出没する理由と概ね同義として捉えておりますので、現行の記載のままとさせていただきます。 なお、実際の活動範囲の拡大については様々な原因が複合的に作用していることと認識しておりますので、関係各課と連携しながら目標の実現に向けて取り組んでまいります。
	クマの捕獲にあたる関係者、特に市町村の担当の方が捕獲現場で無防備であることが心配である。ご自分の身を守る装備や、対応策を考えていただく機会をつくる研修などを実施し、二次被害防止に努めていただきたい。	例年ツキノワグマの出没時の対応に係る訓練を関係者一同参集し、実施しております。その際に危険性を十分周知するよう努めてまいります。
	環境 DNA 調査等を用い、県内のクマの生息状況を把握し、住民への注意を呼び掛けていただきたい。	現在、当課ホームページで「クマ目撃等情報マップ」を公表しており、目撃地点の情報を掲示しております。また、クマへの注意が必要な時期に SNS 等を活用した周知活動を行っております。 引き続き、現行の対応方法により注意喚起に努めるとともに、有効な周知方法について検討を進めてまいります。

<p>7 管理の実施</p> <p>(1) 個体数管理</p> <p>ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項</p> <p>(エ) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標</p>	<p>クマの生息場所である森林内で問題行動をしていない熊を捕獲することに反対で、捕獲によらない官民一体の取り組みについて強化していただきたい。</p> <p>目先の捕獲だけでは解決しない問題であり、シカやイノシシのような生息数が多い種類のものと同列に扱うものではなく、生息環境を守るなど総合的に対策を講じていく必要があるのではないか。</p>	<p>県内に生息するツキノワグマ地域個体群の長期にわたる安定的な維持、人身被害の防止及び農林水産業等における被害の軽減を図り、人とツキノワグマが共存する社会の構築を目指すことが当該管理計画において掲げる基本的な考え方となります。</p> <p>そのため、現計画においては捕獲上限数を設定し、個体数水準の維持を図っております。</p> <p>一方で、当該捕獲事業は環境省の「クマ類による被害防止に向けた対策方針」にのっとり、人の生活圏周辺の緩衝地帯において、人の生活圏への出没を未然に防止する目的で、個体数管理を行う事業となります。</p> <p>県内市町村から報告されるクマ目撃等情報によると、人の生活圏への出没も散見されることから、未然に防止するための対策が必要であるため、事前に調査を実施し、過度な捕獲を避けながら事業を実施したいと考えております。</p> <p>また、ご指摘のとおり捕獲によってすべてが解決するものだとは認識しておりません。関係各課と連携しながら、必要な対策を講じてまいります。</p>
---	---	--